

神戸物産グループ人権方針

神戸物産グループは、企業理念に基づき、ビジネスに関わる全ての人の人権を尊重するために、「神戸物産グループ人権方針」（以下、本方針）をここに定め、人権尊重の取り組みを推進していきます。

1. 人権方針の位置づけ

本方針は、人権尊重に関する神戸物産グループの最も基本的な方針を定めるものであり、人権尊重への取り組みに関する個別の文書(神戸物産グループサプライチェーン行動規範、その他のポリシーやガイドライン等)を通して、私たちの事業活動における人権尊重への取り組みを具体化し、実行していきます。

2. 適用範囲・人権尊重への期待の明示

本方針は、神戸物産グループの全ての役員及び従業員に対して適用され、また、サプライヤーやビジネスに関わる全てのパートナーにも本方針への理解や支持を期待します。

3. 国際的に認められた人権を尊重する旨のコミットメント表明

神戸物産グループは、「世界人権宣言」をはじめとする国際的に認められた人権を尊重します。

4. 人権尊重責任と法令遵守の関係性

神戸物産グループは、事業活動を行う国や地域において、国内法、その他の規制を遵守します。これらの法規制と国際的な人権基準が異なる場合は、国際的に認められた人権を尊重するための方法を追求します。

5. 重点課題

児童労働の禁止

事業活動を行う国や地域の法律を遵守するとともに、最低就業年齢に満たない児童の雇用を行いません。

18歳未満の雇用条件

事業活動を行う国や地域の法律を遵守するとともに、18歳未満の児童を雇用する場合、健康・安全・道徳を損なうことのないよう厳格に対応します。

強制労働の禁止

自由意志ではなく脅迫、身体的・性的な暴力、身分証の預託、移動の制限、賃金未払い、借金等による強制的な労働及び人身取引を通じた労働を行いません。

抑圧、ハラスメントの禁止

セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等の身体的、心理的、性的又は経済的損害を目的とする、又はこれらの損害をもたらす（若しくはおそれのある）行為及びいじめ、体罰、拷問のような抑圧的行為、虐待、脅迫、威嚇、報復を行いません。

差別の撤廃

雇用における人種、性別、肌の色、国籍、年齢、民族、宗教、職歴、性的指向、障害の有無、思想、信条、社会的出身等のあらゆる種類の差別を行いません。

過剰・不当な労働時間

労働時間及び残業時間に関する国や地域の法律を遵守するとともに、休憩・休暇・休日を保証し、過剰・不当な長時間労働や健康を害する長時間労働を強制しません。

賃金支払い

事業活動を行う国や地域の法律を準拠するとともに、雇用契約の内容に合意の上、最低賃金を下回ることなく、契約内容を遵守した賃金・残業手当・法定給付を支払います。

労働安全衛生

労働者に対して安全かつ健康的な環境の提供及び健康維持に努めます。

結社の自由・団体交渉権の承認

結社の自由に関して、事業活動を行う国や地域の法律を遵守するとともに、社員の団結権、団体交渉権を認め、その組合員や代表者等に差別や嫌がらせ、迷惑行為等の報復を行いません。

6. 人権尊重の取り組み実践する方法について

神戸物産グループは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り、人権デュー・ディリジェンスのプロセスを通じて、人権への負の影響の防止及び軽減を図り、ステークホルダーとの対話と協働により人権の尊重を推進します。人権への負の影響を引き起こし、またはこれを助長したことが明らかになった場合は、その是正・救済に向けて適切に対処し人権を尊重する責任を果たします。

2024年10月
株式会社神戸物産
代表取締役社長 沼田博和